

デンマーク憲法概説

山 岡 規 雄

- ① デンマーク王国憲法は、君主制で、かつ議院内閣制の政体を定めており、制定以来、50年以上改正がない点において、我が国の憲法との類似点を有している。
- ② デンマークにおいて初めて憲法が制定されたのは、1849年である。その後、1866年、1915年、1953年と憲法改正を重ねてきた。中でも1953年の憲法改正は、大きな改正であり、二院制から一院制への移行、内閣不信任に関する規定の挿入などが行われた。
- ③ 国王は、憲法上、多くの権限を有するかのように規定されているが、大臣を通じて権限を行使するという規定、国王の決定が有効になるためには、所管大臣の署名が必要であるといった規定により、実質的に、その権限は、内閣に帰属するものとして運用されている。
- ④ デンマークの国会は、一院制であるが、「多数の専制」を防ぐために、様々な議会少数派の保護の仕組みが設けられている。すなわち、立法手続において、議会少数派に対し第三読会を延期させる権限、法案を国民投票に付託する権限などを保障している。
- ⑤ デンマークの憲法には、裁判所による違憲審査に関する規定が存在しない。しかし、学説は、違憲審査権があるものと主張してきており、1999年には、最高裁判所が法律に対して初めて違憲判決を下した。
- ⑥ デンマークの憲法の人権規定は、1849年以来、あまり改正されていない。表現の自由や通信の秘密の保護においては、新しいテクノロジーによるメディアもその対象として広く解釈するなど、柔軟な解釈により、新たな状況に対応している。
- ⑦ デンマークでは、近年、憲法改正が議論されるようになってきている。改正論議の中心は、1849年憲法以来、あまり改正を経っていない人権規定にある。

デンマーク憲法概説

政治議会課憲法室 山岡 規雄

目 次

はじめに

I デンマーク憲法史

- 1 1849年憲法
- 2 1866年憲法
- 3 1915年憲法
- 4 1953年憲法

II 憲法の内容

- 1 国王
- 2 国会
- 3 内閣
- 4 司法
- 5 宗教
- 6 国民の権利及び義務
- 7 地方自治
- 8 憲法改正

III 近年の憲法論議

おわりに

はじめに

デンマーク王国憲法は、君主制で、かつ議院内閣制の政体を定めている点、制定以来50年以上一度も改正されていないという点において、日本国憲法に類似した性格を有している。後者の類似点をさらに分析すると、憲法の硬性度が高いこと、簡潔な憲法であり、解釈の余地が広いことといった類似点も見出すことができる。

現行憲法は、1953年に制定されたものであるが、デンマーク史上初めて制定された1849年憲法の規定の100条のうち、約60条が改正されずに現在にまで存続している。このことは、デンマーク憲法の安定性を物語るものである一方で、憲法の現代化を求める議論の発端ともなっている。

I デンマーク憲法史

1 1849年憲法

1848年のフランス2月革命の影響を受け、デンマークにおいても、民主化の要求が高まり、1849年に憲法が制定され、専制君主制から「制限君主制 (indskrænket monarki)」へと移行した⁽¹⁾。国王は、依然として行政権を保持したが、その行使に際しては、大臣の署名が必要とされることになった。立法権は、国王と国会に帰属し、国会は、下院 (Folketing) と上院 (Landsting) の二院で構成された。両院の選挙権は、自らの財産を有し、悪評がなく、生活保護を受けていない35歳以上の男子に付与された。この選挙権の要件に基づく有権者の範囲は、当時としては他国に比較してかなり広いも

のようになっており、その意味では、この憲法は、先進的な憲法であったといえる。下院議員は、直接選挙によって選ばれ、上院議員は、選挙人 (Valgmand) による間接選挙によって選ばれた。司法権は、行政権から分離され、独立が保障された。

2 1866年憲法

上記のように自由主義的な憲法が制定されたが、1850年代は、全ヨーロッパ的に反動的な風潮が支配していた。1854年には、1849年憲法⁽²⁾とは別に、同君連合を組んでいた保守的なスレースヴィ (シュレスヴィヒ)、ホルシュタイン、ラウエンブルクの3公爵領の要求を受け入れ、「ヘールスタート (Helstat)⁽³⁾」に適用される欽定憲法が制定された。その後、この憲法は、若干自由主義化された1856年憲法に置き換えられた。しかし、1856年憲法は、3公爵領のドイツ系住民のサボタージュの結果、ほとんど機能しなかった。そのため、デンマーク政府は、ホルシュタイン、ラウエンブルクに独自の憲法を制定することを認め、1863年にデンマーク王国とスレースヴィのデンマーク系住民のみ適用される憲法を新たに制定した。しかし、1864年にデンマークは、プロイセンとの戦争に敗北し、3公爵領をプロイセンに割譲しなければならなくなった。その結果、デンマークは1849年と1863年の二つの憲法を持つこととなり、この二重状態を解消する必要性に迫られ、1866年に1849年憲法の改正が行われた。激しい政治闘争を経た後、保守派は、上院の組織について、1863年憲法の仕組みを残すことに成功した。すなわち、上院議員の一部が勅選議員となり、上院の選挙人の資格要件として高額な納税

(1) 憲法史の記述は、主として次の二つの文献に拠っている。Henrik Zahle (Red.), *Danmarks Riges Grundlov med kommentarer*, Jurist- og Økonomforbundets Forlag : København, 2006, pp.2-9 ; Peter Nannestad, "Das politische System Dänemarks," Wolfgang Ismayr (Hrsg.), *Die politischen Systeme Westeuropas 2. Aufl.*, Leske+Budrich : Opladen, 1999, pp.55-58.

(2) この憲法は、スレースヴィ、ホルシュタイン、ラウエンブルクの3公爵領を含まないデンマーク王国 (kongeriget) で効力を有した。

(3) デンマーク王国と3公爵領の同君連合国家をこのように呼んでいた。

額が求められることとなった。その他、主な改正点としては、王位継承の規定が憲法から削除されたことが挙げられる。その結果、王位継承法を別に制定することになった。

上記の憲法改正の結果、上院では、保守派が多数を占めることとなり、下院で多数を占める自由主義派と常に対立することとなった⁽⁴⁾。大臣の任免権は、国王にあったため、内閣は、上院に支持された保守派によって組織され、下院の勢力分布を反映した内閣の成立を求める議会主義の原則が無視される結果となった⁽⁵⁾。1894年、両者の間に妥協が図られ、自由主義派が上院議員の特権的な選挙権の改革等の要求を取り下げる代わりとして、保守派の内閣が退陣することで合意が得られ、1901年によく下院の多数によって支持された政府が成立した。

3 1915年憲法

上院の特権的な選挙権の廃止は、多年にわたる交渉の結果、1915年憲法で実現した。保守派は、その代償として、自らに不利な小選挙区制を廃止し、比例代表制の導入を要求したほか、憲法改正の際に国民投票を実施することを要求し、これらの要求が1915年憲法に反映されることとなった。その他の主な改正点としては、選挙権について財産要件が廃止されたほか、女子にも選挙権が与えられたことと選挙権年齢が35歳から25歳に引き下げられたことが挙げられる。

1920年、スレースヴィの領土返還の問題をめぐり、国王と内閣が対立し、国王が内閣を罷免

し、保守派による内閣を任命する事態に至った。しかし、これに対して猛烈な抗議行動が起こり、結果として国王は、選挙の実施までの暫定的な内閣を任命することを余儀なくされた。この事件は、「イースター危機」と呼ばれ、これ以降、国王の権限は実質的に縮小されることになった⁽⁶⁾。

4 1953年憲法

1929年以降連立を組んでいた社会民主党と急進党の政府は、1937年から憲法の改正、特に選挙権年齢の21歳への引き下げと二院制から一院制への移行を目指すようになった。両党の連立政府は、両院で過半数を有していたが、憲法改正を行うには、国民投票を実施しなければならなかったため、世論を意識した妥協を行う必要があった。結果として、1939年に、選挙権年齢を23歳に引き下げ、変則的な二院制⁽⁷⁾とする憲法改正案が国会を通過した。しかし、この憲法改正案は、1915年憲法において挿入された国民投票による承認の要件のうち、投票者の過半数の賛成という要件を満たしたものの、全有権者の45パーセントの賛成という、もう一つの要件を満たすことができなかった。

翌1940年、デンマークは、ナチス・ドイツの占領下に置かれた。1945年には、ドイツによる占領から解放され、1946年には憲法改正を検討すべく憲法委員会が設置された。特に問題となったのは、解放運動に積極的に参加した青年に選挙権を付与することと植民地扱いであったグリーンランドの地位を見直すことであった。

(4) 両院は、原則として対等であり、かつ、憲法は両院が不一致の場合の解決策を示していなかった。そのため、国会を停止し、第25条（現在は第23条；以下、特記しない限り、条文は、1953年憲法のものを目指す）の規定に基づき、国会の閉会時に国王が制定できる暫定法律（foreløbig lov）を活用することによって事態に対処していた。

(5) 百瀬宏ほか編『北欧史』山川出版社、1998、p.243。

(6) 1920年の憲法改正により、国王による宣戦布告と講和の締結には国会の同意が必要とされることになり、憲法に明文化されている権限も縮小された。

(7) 210名の議員のうち、175名は、選挙区から選挙され、34名は全国的な比例代表制で選挙され、残り1名は、フェロー諸島議会により選挙され、後二者の35名はそのまま上院議員となり、選挙区から選ばれた175名の議員の中からさらに35名の上院議員を選挙することになっていた（したがって、下院140名、上院70名によって国会は構成された）。そして、憲法改正案、予算案等は、両院合同会議で審議されることになっていた。

1953年によく、憲法改正案が国会を通過し、全有権者の45.8パーセントの賛成を得て憲法改正が承認された。

憲法改正の結果、選挙権年齢については、憲法で規定するのではなく、法律で定めることになった⁽⁸⁾。グリーンランドについては、植民地的地位を廃止し、国会に2名の代表を送ることが規定された。その他の改正点としては、二院制から一院制へと移行したこと⁽⁹⁾、内閣の不信任の規定を設けたこと、オンブズマンの制度を導入したこと、国際機関への主権の移譲の規定を導入したことなどが挙げられる。

II 憲法の内容

1 国王

(1) 王位継承

1953年より前には、男子のみに王位継承者が限られていたが、フレゼリク 9 世（在位 1947-1972）に男子がいなかったため、1953年の憲法改正（第2条）と王位継承法の改正により、女子にも継承権が認められ、男子優先で、男子がいなかった場合には、女子の年長者に継承されることになった⁽¹⁰⁾。現在の国王は、女王のマルグレーテ 2 世である。

(2) 権限

憲法に掲げられた国王の権限を列挙すると以下のとおりである。

立法権（第3条）、国事（*riges anliggend*）に関する最高権限（第12条）、首相及び大臣の任免（第14条）、大臣に対する弾劾（第16条）、国务会議（*statsrådet*）の主宰（第17条第1項）、国の代表（第19条第1項）、国の防衛（第19条第2項）、議案の提出（第21条）、法律の認証・公布（第22条）、暫定法律の制定（第23条）、恩赦（第24条）、恩典の付与（第25条）、貨幣鑄造（第26条）、公務員の任命（第27条第1項）、総選挙の命令（第32条第2項）、国会の召集（第35条第1項）、王国高等法院（*riksretten*）への提訴（第60条）。

このように列挙すると絶大な権限を有するよう見えるが、第12条は、「国王は、この憲法の定める制限の下、すべての国事についての最高権限を有し、大臣を通じてその権限を行使する」と規定し、第14条は、国王の決定が有効となるためには、所管大臣の署名が必要であると規定しているので、実質的には、大臣に権限があり、国王は、儀礼的な存在にしか過ぎないと解釈されている⁽¹¹⁾。

(8) 選挙権年齢を変更する法律は、必ず国民投票に付託しなければならず（第29条第2項）、否決のためには、投票者の過半数と全有権者の30パーセントの反対票が必要とされる（第42条第5項）。この規定に従い、1953年には、23歳まで引き下げるか21歳まで引き下げるかについて国民投票が実施され、23歳が多数を占め、23歳に引き下げられた。1961年には、21歳まで引き下げる法律が国民投票に付託され、承認された。1969年には、18歳まで引き下げる法律が国民投票に付託されたが、否決された。その後、1971年に20歳、1978年に18歳に引き下げることが国民投票により承認され、現在に至っている。佐藤令ほか『主要国の各種法定年齢』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008, p.30参照。

(9) 一院制に移行した理由は、前記のとおり、長らく上院と下院の多数派が異なっていたにもかかわらず、両院の意思の不一致の場合の調整方法を欠いていたことにある。Louis Massicotte, "Legislative unicameralism: a global survey and a few case studies," Nicholas D. J. Baldwin and Donald Shell ed., *Second Chambers*, London: Frank Cass, 2001, p.159. なお、この憲法改正が行われた時点では、与党は両院で過半数を占めており、上院の政治的重要性はとるに足らないものであったとされる。畑博行「デンマーク」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第三版〕』有信堂, 2005, p.261.

(10) なお、現在、王位継承を男女に関わらず、長子に認めることにする法案が、2006年6月2日に国会で可決された。この法律は、憲法改正と同様の手続を経て成立させるべきであるということで、一般の認識が一致しており、今後国民投票にかけられるものと思われる。

(11) Peter Germer, *Statsforfatningsret 4. udgave*, Jurist- og Økonomforbundets Forlag: København, 2007, pp.34-35.

2 国会

(1) 組織

デンマークの国会は、一院制で、定数は、179名以下と定められており⁽¹²⁾、そのうちグリーンランドとフェロー諸島について各2名が割り当てられている（第28条）。選挙制度は、非拘束名簿式の比例代表制である。任期は4年であるが（第32条第1項）、内閣は常に国会を解散する権限を有している（第32条第2項）。

会期の初めに常任委員会が設置される。常任委員会の数は、22から24の間で、各委員会の定数は、2つの例外を除き、17名である。委員は、各会派の議席数に比例して選出される。委員会の議事は、原則として非公開である。

(2) 会期

会期は毎年10月の第一火曜日に始まり、翌年の10月の第一火曜日まで継続する（第36条）。総選挙後は、選挙の日から週日12日目の正午に集会する。国王はこれ以前に国会を召集することができる（第35条第1項）。

議案について会期不継続の原則をとり、会期末までに可決されなかった議案は廃案となる（第41条第4項）。

(3) 立法手続

(i) 通常の立法手続

法案の提出権は、国王（第21条）、各議員（第41条第1項）にある。国王の法案提出権は、先述の通り、内閣を通して行使される⁽¹³⁾。三読会制をとり（第41条第2項）、第一読会では法案全般についての討論が行われる。その後委員会

に付託され⁽¹⁴⁾、審査後本会議に修正案等が報告される。先述のとおり、委員会審査は通常非公開であるが、公開の公聴会を開くことができる。第二読会では法案全般と逐条の審議が行われ、逐条表決と修正案に対する表決が行われる。この後さらに委員会で審査される場合もある。第三読会では最終討論と最終表決が行われる。

(ii) 議会少数派の保護

1953年の憲法改正により、一院制に移行した際、「多数の専制」を防ぐために、立法手続において、議会少数派を保護するための制度が3つ設けられた。

1つ目は、第三読会を延期する制度である。すなわち、5分の2の議員により、法案⁽¹⁵⁾が第二読会を通過してから週日12日目まで第三読会が開かれないう、議長に要求することができる。

2つ目は、国民投票制度であり、法案の可決から週日3日以内に、3分の1の議員により、当該法案⁽¹⁶⁾を国民投票に付託することを議長に要求することができる（第42条第1項）。国民投票の要求があった場合には、国会は、週日5日以内に、当該法案を撤回することができるが（同条第3項）、撤回しなかった場合には、国民投票が実施される。国民投票で当該法案を否決するには、投票者の過半数が反対し、全有権者の30パーセント以上が反対票を投じなければならない（同条第5項）。

3つ目は、財産の収用に関する法律の裁可を延期する制度である。すなわち、法案の可決から週日3日以内に3分の1の議員により、国会

(12) 現在の定数は、最大数の179名である。

(13) 政府提出法案を *regeringsforslag*、議員提出法案を *private lovforslag* と呼ぶ。Germer, *op.cit.*, p.84.

(14) 委員会に付託されず、直接第二読会に移行する場合もある。Henrik Zahle, *Dansk forfatningsret I : institutioner og regulering*, Christian Ejlers' Forlag : København, 2007, p.274.

(15) 予算法案、補正予算法案、暫定予算法案、国債法案、帰化法案、収用法案、間接税法案、緊急事態のため、延期できない法案を除く。

(16) 予算法案、補正予算法案、暫定予算法案、国債法案、公務員法案、給与及び恩給法案、帰化法案、収用法案、直接及び間接課税法案、既存の条約上の義務を履行することを目的とする法案を除く。

の総選挙が実施され、新たな国会で再び当該法案を可決するまで、国王による法律の裁可を延期させることができる（第73条第2項）。

(iii) 特別な手続を要する法律

国際機関に主権を移譲するための法案を可決するには、6分の5の議員の賛成票が必要とされる。この特別多数が満たされず、政府が当該法案を撤回しない場合には、国民投票が実施される（第20条第2項）。国民投票で当該法案を否決するには、投票者の過半数が反対し、全有権者の30パーセント以上が反対票を投じなければならない（第42条第5項）。

選挙権年齢を変更する法律は、必ず国民投票に付託しなければならない（第29条第2項）。否決するための要件は、主権の委譲の法律と同一である。

3 内閣

(1) 組閣

デンマーク憲法は、組閣について、あまり多くを規定していない。第14条に、国王が首相と大臣を任免するという規定があるが、この国王の権限は、儀礼的なものにしか過ぎない。より重要なのは、第15条の規定の方である。第15条は、首相は、国会による不信任決議を受けた場合には、内閣を総辞職しなければならないと規定している。わが国のように首相の指名に国会の議決を要しないため、国会において過半数を得ていない場合であっても、組閣が可能となる。実際、デンマークにおいては、少数与党の政権が数多く組織されている。

(2) 権限

「1 国王」の項で述べたとおり、第12条で、

国王の権限は、大臣を通じて行使されると規定され、第14条で、国王の決定が有効となるためには、所管大臣の署名が必要であると規定されているため、実質的には、「1 国王」で列挙された権限は、内閣に帰属することになる。

4 司法

(1) 司法制度

デンマーク憲法においては、大臣の弾劾裁判を審理する王国高等法院と最高裁判所（Højesteret）⁽¹⁷⁾以外、裁判所に関する規定は存在しない。最高裁判所も、その裁判官のうち在職年数が長い者から順に15名が王国高等法院の構成員となるという形で、間接的に言及されているに過ぎない。このように、司法制度の組織については、ほとんど規定はないが、24の地方裁判所（byret）、第二審裁判所としての東部地域裁判所（Østre Landsret）及び西部地域裁判所（Vestre Landsret）、最高裁判所の三審制がとられている。

その他、専門的な事件を扱う裁判所として、海事・商事裁判所（Sø- og Handelsret）、住居裁判所（boligret）、労働裁判所（Arbejdsret）、王国高等法院などがある⁽¹⁸⁾。

(2) 違憲審査制度

デンマーク憲法には、違憲審査に関する規定は存在しない。明文上、根拠規定がないにもかかわらず、20世紀に入ってから、学説は、裁判所には違憲審査の権限があると解釈してきた。しかし、実際にその権限は長らく行使されてこなかった。事態に変化が生じたのは、1996年にニルス・ポントピダン（Niels Pontoppidan）最高裁判所長官が、積極的に違憲審査権を行使すると公言してからであった⁽¹⁹⁾。

(17) 条文（第59条）では、「王国最高裁判所（riges øverste domstol）」と書かれているが、現在の正式名称は、「最高裁判所（Højesteret）」である。

(18) Henrik Zahle, *Dansk forfatningsret II : regering, fovaltning og dom*, Christian Ejlers' Forlag : København, 2007, p.85.

(19) 我が国と同様に憲法判断は、具体的な事件を前提として初めてなされる。

その言葉を実行するかのように、1999年、最高裁判所は、公立以外の学校に対し、補助金を認めるか否かの判断を国会に委ねる法律が、憲法に規定する三権分立に違反すると判示し、初めて違憲判決を下すこととなった⁽²⁰⁾。

5 宗教

第4条でルーテル福音派を国教とすることを定め、宗教について独立した章を設けるなど、条文数の少ないデンマーク憲法において、宗教に関する規定の多さが目立っている。宗教と題する第7章においては、国教会の組織を法律により定めること（第66条）、自分の信念に従った方法で礼拝するために集会する自由が認められること（第67条）、自分が所属しない宗派に対し寄付を強制されないこと（第68条）、国教会以外の宗教団体に関する事項については法律により定めること（第69条）、信条を理由として不利益な扱いを受けないこと（第70条）が定められている。

6 国民の権利及び義務

(1) 総説

デンマーク憲法の人権規定は、1849年以来、大きく変わっていないため、自由権が中心となっており、封建領土に関する規定など、中には今日的な意義を失っていると思われる規定も存在する。デンマークの有力な憲法学者のヘンリク・ツァーレ (Henrik Zahle) の分類に従うと、コミュニケーションに係る権利、経済的権利、私生活の保護に分けられる。

(2) コミュニケーションに係る権利

信教の自由、教育の自由（第76条）、表現の

自由（第77条）、結社の自由（第78条）、集会の自由（第79条）がコミュニケーションの自由に該当する。

信教の自由については、「5 宗教」で紹介した第67条、第68条、第70条の3条によって保障されているものと解釈されている。

(i) 教育の自由

第76条第1文は、国民学校 (folkeskole)⁽²¹⁾で無償の教育を受ける権利を保障している。「教育を受ける義務を有する年齢の子どもすべて (alle børn i undervisningspligtige alder)」に対して無償の教育を保障しているため、ここから教育の義務も生じることとなる。第76条第2文は、親権者に国民学校以外での教育を受ける自由を保障している。

第76条は、デンマークに居住している、教育を受ける義務を有する年齢の子どもすべてに対して教育を受ける権利を保障しており、国籍の有無は関係ない⁽²²⁾。教育を受ける義務を有する年齢の子どもとは、7歳から16歳の子どもである⁽²³⁾。

親権者は、国民学校と同等の教育基準を満たしている学校に子どもを通学させることができる。この規定により、親権者は国民学校以外での教育の権利を保障されることになる。政治的、宗教的、文化的、教育的、民族的又は個人的な理由により、国民学校での教育を拒否することができる⁽²⁴⁾。

(ii) 表現の自由

第77条の条文では、印刷物 (tryk)、文書 (skrift)、言論 (tale) が表現の自由の保護の対象として挙げられている。憲法解釈上、問題と

⁽²⁰⁾ Joakim Nergelius, "The Kingdom of Denmark : introductory note," *Constitutions of the countries of the world*, Dobbs Ferry, N.Y. : Oceana Publications, 2007

⁽²¹⁾ 初等教育と前期中等教育を一緒にした公的教育システムである。関剛史『デンマークの教育施策』
〈<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/gyosei/089/INDEX.HTM>〉

⁽²²⁾ ただし、定住許可が必要である。Zahle, *op.cit.* (1), p.524.

⁽²³⁾ 関 前掲論文

⁽²⁴⁾ Zahle, *op.cit.* (1), p.526.

なったのはラジオとテレビの扱いであった。過去の有力な憲法学者は、ラジオとテレビの放送の自由は憲法によって保障されておらず、法律は電波の利用への自由なアクセスを認めていないため、国家による放送の独占は憲法に違反しないと解釈していた。しかし、ツァーレやペーター・ガマー (Peter Germer) といった現在の有力な憲法学者は、情報技術の進展した現在においては、ラジオとテレビの放送の自由も憲法によって保障されていると解釈すべきであると主張している⁽²⁵⁾。さらにガマーは、レコード、ビデオのみならず、新しいテクノロジーを用いた媒体にも拡大して解釈することができる⁽²⁶⁾と主張している⁽²⁶⁾。

(iii) 結社の自由

第78条第1項は、合法的な目的のための結社の自由を認めている。この規定は、形式的な意味での結社の自由と実質的な意味での結社の自由の両者を規定していると解釈されている⁽²⁷⁾。形式的意味での結社の自由とは、いかなる事前の許可もなしに自由に結社を組織する手続き上の自由のことである。

実質的な意味での結社の自由は、無制限に保障されるわけではない。第78条第1項は、合法的な目的を有する結社に対してのみ自由を認め、第2項は、暴力等を用いて目的を達成しようとする団体の解散について定めている。解散を決定できるのは、裁判所又は法律のみであり、行政措置による解散は、一時的なものに限って許されている。政治団体の解散に対しては、最高裁判所への提訴が認められている。

(iv) 集会の自由

第79条は、集会の自由を認めている。この規定も、形式的な意味での自由と実質的な意味で

の自由の両者を規定していると解釈されている。すなわち、形式的には、事前の許可を必要とせず、集会する自由が保障されている。この点は、結社の自由とは異なり、憲法が明文で規定している。

実質的な意味での集会の自由は、無制限に保障されているわけではなく、武器を所持していないこと、公共の平穏を脅かさないことが条件とされている。

(3) 経済的権利

財産権 (第73条)、営業の自由 (第74条)、勤労権及び生活扶助を受ける権利 (第75条) が経済的権利に該当する。

(i) 財産権

財産権は、不可侵であるが、法律に基づき、完全な補償を条件として、公共の福祉のために収用される場合がある (第73条第1項)。「2国会」(3)(ii)で述べたように、財産を収用する法律は、法案の可決から週日3日以内に3分の1の議員により、国会の総選挙が実施され、新たな国会で再び当該法案を可決するまで、国王による法律の裁可を延期させることができる (第73条第2項)。

(ii) 営業の自由

営業の自由に関する規定は、1849年憲法の時代には存在していたギルドの特権の廃止を求め自由主義的な運動の帰結であり、当時においては重要な意義を有する規定であった。

(iii) 勤労権及び生活扶助を受ける権利

第75条第1項は、すべての働くことのできる市民に勤労の機会を提供することを保障している。この規定は、1953年憲法により新設された

⁽²⁵⁾ Henrik Zahle, *Dansk forfatningsret III : Menneske rettigheder*, Christian Ejlers' Forlag : København, 2007, pp.102-103 ; Germer, *op.cit.*, pp.354-356.

⁽²⁶⁾ Germer, *ibid.*, p.356.

⁽²⁷⁾ *ibid.*, p.365.

規定であり、新たに制定された諸外国の憲法や1948年の世界人権宣言等に倣って挿入したものである。

第75条第2項は、自活できない者に対し、公的な扶助を受ける権利を保障している。この規定は、第1項とは異なり、若干の字句の訂正はあるものの、1849年憲法以来ほぼ同一の内容のまま維持されてきた。

(4) 私生活の保護

人身の自由（第71条）、住居の不可侵及び通信の秘密（第72条）が、私的生活の保護に該当する。

(i) 人身の自由

人身の自由は、不可侵であるが、法律に定められた場合には、これを制限することができる（第71条第1項及び第2項）。逮捕された者は、24時間以内に裁判官の前に引致されなければならない。逮捕された者を直ちに解放できない場合には、裁判官は、可能な限り迅速に、少なくとも3日以内に下すべき理由を付した判決により、当該の者を拘禁すべきであることを決定し、当該の者が保釈保証により保釈できる場合には、その性質又は程度を定める（第71条第3項）。

(ii) 住居の不可侵及び通信の秘密

第72条の規定は、次の3つのカテゴリーに分類することができる。すなわち、①住居の不可侵、②信書とその他の文書（papire）の秘密、③郵便物、電信、電話の秘密である。前二者は、1849年憲法以来保障されている権利であるが、郵便物、電信、電話の秘密の保護は、1953年憲法により、保障されることになった権利である。

②の文書には、紙に書かれたデータのみならず、電子的に蓄積されたデータも含まれると解

釈されている。③も同様に、電子的な通信についても適用されると解釈されている⁽²⁸⁾。

家宅捜索を受けない権利、通信の秘密は、制定法によって特別の例外が認められていない限り、裁判所の命令によってのみ制限され得る。

(5) 国民の義務

(i) 教育の義務

就学年齢に達した子どもは、義務教育を受けなければならない（前記(2)(i)参照）。教育の義務は、子どもに対するものだけではなく、親又は子どもの養育に責任を有する者は、子どもが教育を受ける義務を履行することを援助しなければならない（国民学校法第35条）。

(ii) 国防の義務

第81条は、「兵役に相応しい（våbenfør）」男子に国防の義務を課している。「兵役に相応しい」とは、肉体的、精神的に健常であることである。兵役義務は、18歳以上の男子に課される（兵役法第13条）。なお、良心的兵役拒否が認められている。

7 地方自治

地方自治に関する規定は、第82条のわずか1条で、「国の監督下で地方自治体はその事務を処理する権利については、法律により定める」と定められているだけである。

地方自治に関しては、2002年10月に政府により設置された地方自治構造改革に関する特別委員会が2004年1月に発表した提案書を土台として、2005年6月に制定された法律により詳細が定められている。この法律に基づき、2007年に地方自治体の合併が実施され、その結果、デンマークの地方自治体は、5つの県と98の市により構成されることになった。この地方自治体の合併は、福祉事務の効率化を目的としたものであった⁽²⁹⁾。

⁽²⁸⁾ *ibid.*, p.260.

8 憲法改正

デンマーク憲法を改正するには、総選挙をさし、国会において同一文言で二回憲法改正案を可決し、二度目の可決後、6か月以内に国民投票に付託しなければならない。憲法改正案が承認されるためには、国民投票の参加者の過半数の賛成と全有権者の40パーセントの賛成が必要とされる（第88条）。

このように、構成の異なる国会における二度の議決と国民投票による承認という要件と、さらに全有権者の40パーセントの賛成という要件を課していることから、デンマーク憲法の硬性はきわめて高く、冒頭に述べたように、結果として1953年以降一度も改正が行われていない。

III 近年の憲法論議

1999年、憲法制定150年を契機に、国会の主導により、憲法改正に関する議論が始められた。ここではデンマーク国会のサイト⁽³⁰⁾に掲載されている各政党の立場を紹介することにしたい⁽³¹⁾。2009年1月現在のデンマーク国会の政党の勢力図は、定数179議席のうち、左翼・デンマーク自由党47議席、社会民主党45議席、デンマーク人民党26議席、社会主義人民党23議席、保守党17議席、急進党9議席、統一リスト4議席となっており、キリスト教民主党（2003年まではキリスト教人民党）は、2007年の選挙で議席を獲得することができなかった。現在のラスムセン（Rasmussen）内閣を構成しているのは、左翼・デンマーク自由党と保守党であるが、デンマーク人民党が閣外協力を表明している。

〈左翼・デンマーク自由党〉

この政党は、農民政党又は自由主義政党と位置づけられている。憲法改正には反対している。改正すべき重要な理由がなく、現行憲法で現状に対応していくことができると考えている。

〈社会民主党〉

この政党は、その名のとおり、社会民主主義政党である。憲法改正には賛成している。現行憲法は、読みづらく、理解しづらいこと、自由と権利に関する規定が不足していること、国民投票の機会を増やす必要があること、外交政策への国会による統制を強化する必要があることなどが改正の理由である。

〈デンマーク人民党〉

この政党は、移民に不寛容な政策を訴える新右翼政党である。憲法改正には反対している。憲法改正は、国民にとってさしたる重要性を有していないと考えている。

〈社会主義人民党〉

この政党は、急進左翼政党と位置づけられている。憲法改正には賛成し、現行憲法は、時代に対応していないと考えている。死刑の廃止を明記していないこと、社会権規定が不十分であることなどがその理由とされている。

〈保守党〉

この政党は、その名のとおり保守主義政党である。憲法改正には反対している。改正すべき理由が見当たらず、現行憲法は、効果的で、柔軟性があると考えている。

〈急進党〉

この政党は、自由主義政党と位置づけられている。憲法改正には賛成し、現行憲法は、政治的現実に対応しきれていないと考えている。古い時代の規定がたくさん残っていること、古め

(29) 『デンマークの地方自治構造改革』（CLAIR REPORT No.298）2006.12, p.i.

〈http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/298.pdf〉

(30) 〈http://www.ft.dk/pdf/grundlov/Grundlovsdebatten_1999-2003.pdf〉

(31) 各党の政治的傾向については、統一リストを除き、次の文献に拠る。小川有美「北欧諸国」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』東京大学出版会、2000, pp.203-207.

かしい言語で書かれていること、人権規定に不備があることなどがその理由とされている。

〈統一リスト〉

1989年に、左翼社会党、デンマーク共産党、社会労働者党、共産主義労働者党の4党が合併して結成された、左翼政党である。憲法改正には賛成し、デンマーク憲法は貧困者のためのものでもなければならぬと考えている。そのため、人権規定、社会福祉に関する権利を拡充する必要があると主張している。その他、強制労働を禁止し、主権の移譲に関する規定を廃止し、地方自治を保障するべきであると考えている。

〈キリスト教人民党〉

この政党は、中道政党と位置づけられている。憲法改正には賛成し、文言が古めかしく、新しい時代の社会に対応していないと考えている。新しい憲法では、三権分立、人間の尊厳、平等に関する規定を強化し、市民の社会的義務に関する規定を導入することを主張している。

以上を総括すると、左派政党が憲法改正に賛成しており、右派政党が憲法改正に反対しているという構図になる。改正論の焦点は、平等原則に関する規定がなく、社会権の規定も少な

い、1849年以来あまり変更されていない人権規定にあるようである。

また、現在の与党を形成する左翼・デンマーク自由党と保守党と閣外協力を表明しているデンマーク人民党が、そろって憲法改正に反対しているため、現内閣の下では、憲法改正が議事日程に上ることはないと思われる。

おわりに

冒頭に述べたとおり、50年以上改正がなく、近年、改正の是非が議論されている点で、デンマーク憲法と我が国の憲法を巡る状況は類似している点がある。しかし、現行憲法の制定過程における手続の正当性について議論があり、平和主義条項を巡って改憲派と護憲派が対立するといった、わが国特有の状況があるため、単純に両者を比較することはできない。とはいえ、デンマークの憲法改正論の中心点である人権規定の充実化は、近年の我が国の憲法改正論における「新しい人権」の追加といった論点と重なる部分もあるため、デンマークの憲法改正論の動向は、我が国の憲法論議の一つの参考になるものと思われる。

(やまおか のりお)